

平成30年度 玉川法人会スローガン

あなたのそばの絆を増やそう

税を考える週間

人工知能AIまるわかり！
最新ビジネス事情

平成30年11月13日(火)
午後6時～午後8時
玉川高島屋S・C西館アリーナホール



上級救命講習会感謝状授与

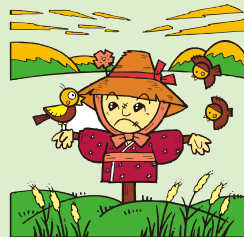


第4支部の稲刈り

消費税

平成31年10月から実施

軽減税率制度



スケジュールは玉川法人会 HPで

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。
(詳しくは行事予定をご覧ください)

2018年11月1日発行

Contents

11月・12月・1月の行事予定	2
理事会・委員会・支部・同好会活動報告	3
新入会員ご紹介	15
平成31年度税制改正に関する提言	16
玉川税務署からのお知らせ	18

<お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 / 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

11月の行事予定

1(木)	研修委員会	18:00	法人会事務局
2(金)	システムWG	18:00	法人会事務局
5(月)	第5支部役員会	12:00	清水呉服店
6(火)	税を考える週間 配布資料袋詰め作業	13:00	玉川税務署
	組織委員会	18:00	法人会事務局
	第1支部役員会	18:30	井上香料製造所
7(水)	★第10支部女性会員交流会	11:30	神田さくかわ上野毛店
	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	★税制研究会	17:30	玉川町会会館
8(木)	全国青年の集い連絡協議会	13:00	岐阜市
9(金)	全国青年の集い岐阜大会	14:00	長良川国際会議場
	第1・2・3支部JTB	9:00	森永高滝カトリック倶楽部
12月～18日 キッズニア東京TAX WEEK			
13(火)	★税を考える週間講演会	18:00	玉川高島屋ビルホール
14(水)	納税表彰式	15:30	東郷記念館
	第12支部役員会	18:30	つがる会議室
15(木)	副会長会議	15:00	法人会事務局
	委員長・部会長会議	18:00	法人会事務局
	第6支部役員会	12:00	鎌倉山
【tamagawa公論10/16～11/15実施分原稿締切】			
20(火)	広報委員会	18:00	未定
21(水)	正副会長会議	13:00	法人会事務局
	常任理事会	14:00	玉川税務署
	理事会	15:00	玉川税務署
22(木)	★第2支部ボウリングを楽しむ会	19:00	根岸商店
25(日)	★いちにち商店街	11:00～	兵庫島公園
26(月)	社会貢献委員会	18:00	法人会事務局
27(火)	★第2支部女性のための教養教室	18:00	あおぞら銀行自由が丘支店会議室
28(水)	税に関する絵はがきコンクール表彰式	16:00	玉川税務署
	坂東副会長受彰祝賀会	18:00	二子玉川江村ビル東急
29(木)	青年部会SKT連絡会		銀座7丁目 三軒茶屋
	★第7・9・12支部合同異業種交流会	18:00	三代目米蔵
30(金)	第5支部忘年会	18:30	用賀倶楽部

12月の行事予定

3(月)	青年部会全体連絡会	19:00	未定
5(水)	厚生委員会	18:00	ホリライビル10F
	税制委員会	18:30	華山
	第6支部 忘年会	12:00	ピスト口ますや
6(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
7(金)	★第2支部異業種交流会	18:45	PLUS自由が丘南口店
	★第9・11・12支部合同忘年会	18:00	神田屋寿司
13(木)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
15(土)	【tamagawa公論1月号原稿締切】		
20(木)	広報委員会	18:00	法人会事務局

平成31年1月の行事予定

9(水)	第6支部 役員会		
15(火)	【たまでんBOARD12/16～1/15実施分原稿締切】		
17(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
20(日)	広報委員会	18:00	未定
21(月)	★新春記念講演会	17:30	iTSCOMホール
	新年賀詞交歓会	19:00	二子玉川江村ビル東急
22(火)	源泉部会役員会	14:30	玉川税務署
	★源泉部会研修会	15:00	玉川税務署
24(木)	正副会長会議	13:00	二子玉川庁舎内 玉川区民会館
	役員推薦委員会	14:00	同所
	理事会	15:00	同所

11月・12月・1月の行事予定は10月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

30年11月分の源泉所得税の納付期限 **30年 12月 10日 (月)**

30年 9月決算法人の確定申告期限・納付期限 **30年 11月 30日 (金)**

31年 3月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限 **30年 11月 30日 (金)**

消費税の中間申告期限・納付期限 **30年 11月 30日 (金)**

30年12月決算法人の第3四半期分、31年3月決算法人の半期分・第2四半期分、31年6月決算法人の第1四半期分

30年12月分の源泉所得税の納付期限 **31年 1月 10日 (木)**

30年10月決算法人の確定申告期限・納付期限 **31年 1月 4日 (金)**

31年 4月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限 **31年 1月 4日 (金)**

消費税の中間申告期限・納付期限 **31年 1月 4日 (金)**

31年1月決算法人の第3四半期分、31年4月決算法人の半期分・第2四半期分、31年7月決算法人の第1四半期分

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

理事会・委員会・支部 活動報告

平成30年度 第3回 理事会

日時 9月13日(木) 15:00～17:00
 場所 玉川区民会館(二子玉川仮設庁舎集会室)
 参加者 46名

次第

1. 会長(代表理事)より業務遂行状況の報告
2. 税務署西村第一統括官挨拶
3. 審議事項
 - (1) 事務局FAX老朽化による新機種導入(リース契約)について
 - (2) 「税に関する絵はがきコンクールカレンダー作成について
 - (3) 法人会資料配付用トートバッグ制作について
 - (4) 新春記念講演会講師について
 - (5) 研修委員長提出の平成29年度事業報告書修正について
 - (6) 事業変更届について
4. 報告事項
 - (1) 業務執行理事から業務遂行状況の報告(書面による報告)
 - (2) 委員会、支部、部会からの報告及び提案(資料添付のある報告)
 - 1 総務…会員管理システム入れ替えによる「戦略的活用WG」立ち上げについて
納税証明書のオンライン請求無料体験会について
消費税軽減税率等説明会について
世田谷区寄付金事業募集について
 - 2 組織…会員増強強化月間について
 - 3 財務/公益事業推進…平成31年度予算編成の指針、事業報告書提出状況について
 - 4 厚生…Tamagawa絆Project功労者懇談会について
アフラック制度加入推進のお願い
 - 5 税制…第2回税制研究会について
 - 6 広報…法人会会員限定特典のHP掲載(東急スポーツシステム特典等新規掲載)
 - 7 研修…税を考える週間講演会について
 - 8 社会貢献…地球温暖対策報告書、上級救命講習

◆特報…坂東副会長に対する、平成30年度東京国税局長表彰受賞の伝達



西村統括官ご挨拶



第3回理事会の様子



税制委員会

第35回法人会税制改正要望全国大会 (鳥取大会)

日時 10月11日(木) 14:00～
場所 鳥取県鳥取市 (とりぎん文化会館)
参加者 9名

今年の全国大会は、鳥取砂丘や大山などの観光地や二十世紀梨で有名な鳥取県で開催されました。飛行機の便が少ないため、やむなく新幹線と特急を乗り継ぎ、片道約5時間をかけて参加しました。会場は、鳥取駅からシャトルバスで10分、鳥取城近くの「とりぎん文化会館」。雨の中、全国から約1,700人が参加しました。

【第1部 記念講演】

「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」をテーマに株式会社大山どり 代表取締役島原道範氏による講演。経営に行き詰ったブローラー会社の再建を引き受け、様々な苦難があったものの、従業員や取引先などの支援を受けて、世界一の会社になることを目標に日々努力されている体験談を語られました。「大山どり」の商品はよく見かけるので身近に感じられ、また会社の再建の苦労談は、会社経営の基本を思わせる、為になる講演でした。

【第2部 税制改正提言の報告と大会宣言採択】

藤井健志国税庁長官をお迎えし、全法連柳田税制委員長から「平成31年度税制改正に関する提言」の概要説明があり、その後大会宣言の採択

が行われました。

税制改正に関する提言のポイントは、①税・財政改革のあり方②経済活性化と中小企業対策③地方のあり方④震災復興⑤その他です。詳しくは16・17ページに掲載されている法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」をご参照ください。

法人会は、税に関する団体ですから全国大会においても税に関する内容を充実する。例えば「税制改正に関する提言に至る検討過程の説明」や「提言の全文読み上げ」「質疑応答」など、大会の趣旨を生かすため運営にもう一工夫ほしいなと感じました。税制改正提言を発信するため、全国から1,700人もの人々が法人会の名のもと一ヶ所に集い、侃侃諤諤の議論をし、和気藹々とした交流が行えれば、意義深い事業だと思いました。

来年は、10月3日に三重県津市で開催されることが決定しています。

(税制委員会 委員長 大島 光隆)



社会貢献委員会

上級救命講習会

日時 9月11日(火) 9:00～17:00
場所 玉川消防署
参加者 21名

上級救命講習を去る9月11日(火)に玉川消防署のご協力をいただき開催いたしました。今年も昨年に引き続き、「大切な人の命をすくいたい」をテーマにおこない、午前9時から午後5

時まで、8時間にも及ぶ長時間の講習となりました。

今回は21名という沢山の方にご参加いただき、AEDの使い方、人工呼吸の講習を受けたりと、上級救命講習にふさわしい内容で、玉川消防署にて東京防災救急協会の指導員である茅場裕子先生から、すぐにでも役に立つ講習を受けることができました。参加者の皆さまからは「すごく勉強になった」「イザという時が来たら必ず役

に立ちたい」と感想を述べておられました。

また、今回は長年玉川法人会の救急救命への深い関心と協力を感謝いたしますとのことで、玉川法人会への感謝状を玉川消防署長の早坂俊裕様より賜りました。これも長年にわたる社会貢献委員会の尽力の賜であると感謝申し上げます。

次回の開催は来年になりますが実施する予定で計画しておりますので、法人会の会員に限らず広く周知いただき、奮ってご参加くださいますよう御案内いたします。また、消防署では個人の申込みの受け付けもおこない、普通・上級の講習会を実施していますので、何かの機会を見つけて是非講習にご参加ください。

参加された皆さま大変お疲れ様でした。また、

ご協力くださった役員の皆さま、本当にありがとうございました。

(社会貢献委員会 委員長 廣部 雅子)



玉川法人会に感謝状が授与されました



AEDの使い方を訓練中



救護者の移送訓練

第1・2支部

日帰りバス研修会

日時 10月18日(木) 8:00～
場所 昭和天皇記念館～南極北極科学館他
参加者 25名

すっかりお馴染みとなりました晩秋の恒例行事、第1・2支部合同日帰りバス研修会が今年も開催されました。

毎回身近にある未体験を探求するという趣旨のこの研修会、今回は、いつでも気軽に出かけられる距離にありながら、意外と初めて訪れる場所ばかりです。コースは、見どころの沢山ある八王子方面にて、昭和天皇記念館～南極・北極科学館～とうふ屋うかい亭大和田店～道の駅八王子滝山～JRA競馬博物館を巡りました。昭和天皇の87年の生涯を物語る資料を見学し、

南極越冬隊員の生活ぶりに触れ、初めての競馬場体験もして、豪華な懐石料理をお腹一杯に食べました。知的好奇心を満たす新しい発見と、食欲の秋にふさわしいグルメな昼食が充実した大満足な一日でした。

(第1支部 副支部長 船本 貴一)



笑顔で全員集合！

第1・4・6・7・8支部

第1・4・6・7・8支部合同研修会

日時 9月6日(木) 18:00~21:00
場所 品川「船清」
参加者 50名

今年の5つの支部が合同にて行う研修会は、昨年同様江戸の優雅な舟遊び、屋形船にて他支部との交流を図るイベントを行いました。老舗船宿「船清」さんの素敵な屋形船に揺られ、美味しい揚げたての天ぷらをいただき、東京湾からスカイツリーを巡り、隅田川を下る「東京ナイトクルーズ」は、東京の灯たちを鮮明に映し出し、大変楽しい研修会となりました。今回は、支部を超えて、青年部より5名の方がご参加いただいたこともあり、大変盛り上がりました。各支部長のご挨拶をはじめ、乾杯のご発声やゲストのご挨拶、余興に至るまで全てその場でご指

名とさせていただくことが恒例となっており、今回もサプライズにもかかわらず、毎度のことながら、さすがは経営者の方々、ご挨拶もそつなくこなされていく様は素晴らしいものでした。また、みなさんのご協力のおかげで余興のビンゴもスムーズに進行でき、自由時間や歓談の時間もたくさん取れたことで、デッキでの写真撮影を行ったり、なかなか交流が難しい他支部の方との懇親も深まり、有意義な時間となったことは、運営側としては考えていた以上の収穫となりました。ご協力いただきました、法人会事務局長、各支部長、ご参加いただきました会員の皆様、大同生命社員の方々、ありがとうございました。来年は全支部合同にて開催との噂も出ております。来年の研修会が楽しみです。

(第8支部 広報委員 廣瀬 幸子)



第4支部

尾山台サマーナイトフェスティバル

日時 8月26日(日) 13:00~15:00
場所 尾山台駅前
参加者 11名 (一般約3,000名)

毎年恒例となっているサマーナイトフェスティバル(主催=尾山台振興会商店街)に、今年も玉川法人会第4支部として協賛し、祭りの盛り上げに貢献いたしました。会場に集まった一般の方々約3,000名を対象に、税知識の普及、啓蒙活動を行うと共に、法人会の事業活動を紹介し、入会勧誘も合わせて実施することを目的に尾山台駅前で行いました。

今回は大人用と子ども用の税金クイズを用意し、回答していただいた皆さん全員に、当日使える100円の「お楽しみ券」や「花の種」を差し

上げました。200人分を用意しましたが、当日は36度を超える猛暑のせい、人の出だしは例年と比べてあまり芳しくなく調子がでませんでした。やがて人出も徐々に多くなり、役員の方々の呼びかけに功を奏してか、1時間ちょっ



親子で税金クイズに挑戦中

とで税金クイズの用紙も無くなってしまいました。たくさんの第4支部の皆さんにお手伝いしていただき大変ありがとうございました。また尾山台振興会商店街の副会長をしている当支部の井出副支部長には、いつも一番駅に近い、人が集まりやすい場所を確保していただき、感謝しています。

これからも、こうした税に対する啓蒙活動を派手ではありませんが、地道に税知識の普及活動を行っていきたいと思いますので、ご支援ご協力くださいますようお願いいたします。

(第4支部 支部長 石井 伸二)



役員の皆様お疲れ様でした

稲刈り体験学習

日時 9月22日(土) 7:00～
場所 新潟県魚沼市
参加者 45名

恒例の稲刈り体験学習が新潟県魚沼市において開催されました。今回は、5月21日(土)に開催した田植え体験学習に続いての体験学習で、玉川法人会第4支部役員、等々力小学校関係者及び保護者・児童の45名が参加しました。



魚沼市の皆さんに感謝です

当日は早朝の出発時から、魚沼市の天気を心配しながらの移動となりましたが、午後からの体験中は奇跡的に雨が上がり、無事に終わることができました。

平成16年に始まった田植え・稲刈り体験学習は、15回の節目を迎えた今年度事業を機に、休止することとなりました。15年に亘り本事業にご協力頂いた、魚沼市の関係者、等々力小学校の関係者の方々に深く感謝申し上げます。

(第4支部 尾沼 明)



最後となった稲刈り体験学習

第6・8支部

原則原理を知れば
ゴルフはもっと簡単になる！

日時 9月14日(金) 18:00～20:00
場所 丸三証券 二子玉川支店セミナールーム
講師 森 守洋プロ (TGSゴルフスクール 代表)
参加者 60名

なぜ、プロゴルファーのようなスイングができないのか？どうすれば、もっと飛距離を伸ばせるのか？どうすれば、インパクトゾーンを長くできるのか？パーゴルフ連載「絶対に100をたたかない」もりもり総研でおなじみの森 守洋



講演いただいた「森 守洋プロ」

プロから学ぶGOLF学。

サンディエゴにてミニツアーを転戦しながら腕を磨く。帰国後、陳清波に師事し、ダウンプローを学ぶ。現在は、東京都三鷹市で「東京ゴルフスタジオ」(http://tokyo-gs.com)を主宰し、「原江里菜プロ」「福田真未プロ」「香妻陣一朗プロ」ら複数のツアープロコーチとしても活躍中の「森 守洋プロ」に、玉川法人会のために「原則原理を知ればゴルフはもっと簡単になる！」という題目で、定員50名のところ60名を超える、一般の方からジュニアまでご参加の中、講演を行っていただきました。

ゴルフというスポーツは、セントアンドリュースで木の棒で石ころを叩く、ターゲットありきの遊びから始まりました。今のようなプレーの基本形ができたのは約400年も前のことといわれていますが、ゴルフにおける原則原理は、その時代から現在に至るまで何一つ変わっていません。

【クラブの使い方を知れば、ゴルフはもっと楽しくなります】

クラブの動きは、フェースを「閉じる」「開く」の2つ。スイングの軌道が「インサイドアウト」「アウトサイドイン」の2つ。2×2=4つだけです。スライス、フック、ドローを打ち分けます。アマチュアゴルファーの多くは、クラブの構造を無視して振っているのです。スイング軌道は円です。この円に対して常にフェースがスクエアであること。インパクトに向かってフェースが閉じながら、「ライト～センター間」に飛ばす。体の動きより、クラブが正しく動いているか、そして、全てのショットを意図的に打つことが大事です。布団叩きのように片手一本なら誰でも簡単にできる。もっと自由で「クラブ様が行きたい方向に任せる」。クラブの動き>身体の動き。クラブの動きが最優先！

ゴルフが本来下手な人はいません。まだクラ

ブの振り方を知らない、もしくはカン違いしているだけです。動作の仕組みさえわかれば、経歴や年齢の差なく、誰でもプロのような美しいスイングができるようになります。

講演後の質疑応答では、どうしたらアプローチチップスが改善できるのか？インパクト時のミート率を上げる方法は？パットの方向性を高める方法は？など、たくさんの質問にも、森 守洋流、苦手を得意に変えるアドバイスを頂きました。

参加者の方は、「あずき」さんのおいしい「あずき食パン」を軽食として楽しみながら、今まで、ボディーターンこそ正しいと思い込んでいたのに、手を積極的に振り、フェースターンで打つダウンプローの理論は、目からウロコ！

最後に、飛距離アップ間違いなし！お手軽グッズと練習方法をご伝授頂き、講演会は大盛況のうちに終了いたしました。

ゴルフは、18ホールの中に、調子のいいホールもあれば、悪いホールもある。

欲を出すと大ケガし、コツコツやると結果が出る。時には思い切って攻めなければいけない勝負どころもある。…本当に、ゴルフは人生の縮図ですね。今日、教わったゴルフ理論と、強いメンタルを持っていくつになっても、大好きなゴルフとともに、人生をエンジョイしましょう！

森プロ、素晴らしい講演をありがとうございました。

(第6支部 広報委員 守永 文子)



「福田真美プロ」も取り入れているドリル



森プロの理論に、参加者全員、目からウロコ！



大盛況の講演会 お疲れ様でした

第6・10支部

異業種交流会

日時 10月11日(木) 18:00~20:30
場所 一香庵(玉川高島屋南館6階)
参加者 22名

第10支部佐藤壽夫支部長から、第6支部鈴木準之助支部長へ、二支部合同の異業種交流会を、是非、第6支部の「一香庵」にて行いたいというお申し出があり、それを受け、今回の開催が実現いたしました。

東急田園都市線「用賀駅」の第10支部と「二子玉川駅」の第6支部とは、1駅の距離感でありながら、今までほとんど、合同でセミナーや催しを開催したことがありませんでしたので、今回の異業種交流会は、お会いすることが少ない業種の方との面識や名刺交換を通して、自己紹介などで盛り上がりました。

会場の「一香庵」は、そば粉は北海道幌加内産を中心に、専用の碾き臼で挽きたてを直送。香りが命の江戸そばが味わえるお店。季節の冬瓜の煮物や、鴨ローストなど新そばの蕎麦懐石をいただきながら、皆さんから有用な情報を手できるなどとても有意義な会合となりました。

(第6支部 広報委員 守永 文子)



たくさんの情報交換で盛り上がりました

第7支部

おもしろセミナー

日時 10月17日(水) 17:00~
場所 SMBC日興証券 玉川支店会議室
参加者 20名

皆が参加したくなるような面白いテーマを企画しようとスタートした「おもしろセミナー」は今年で3回目。今回は、第1部でSMBC日興証券・保険ビジネス部の田谷浩亮様を講師に迎え「事業承継と決算対策」という演題で、新たに創設された事業承継税制と企業経営のリスクをカバーする事業保険の活用法について講演していただきました。



講師の田谷浩亮様

第2部は、株式会社スイーツデザインの加賀眞琴社長に「最近の食品事情」についてお話していただきました。加賀社長は8月に法人会に入会していただいたばかりです。瀬田でベーカリーショップ「甘吉(かんきち)」を経営する傍ら専門学校で講師を兼務しており、専門は食品衛生学です。2020年から変わる食品表示法についての専門的な話から、サツマイモのおいしい時期は秋ではなく3月であることや、自家製マヨネーズは大腸菌が大量発生するから要注意など、身近な食卓情報が満載でした。お土産に戴いた甘吉さんのパンがとても美味しかったです。

(第7支部 支部長 三條 正人)



お土産に戴いた甘吉さんのパンは大好評でした

第9支部

ようが秋の日コンサート

日時 10月21日(日) 13:00~15:30
 場所 上用賀アートホール
 参加者 100名 (第9支部会員13名)

毎年好評を得ています第9支部公益事業のコンサート今年開始を13時30分から、名称を「ようが秋の日コンサート」に変更し、昨年に引き続き上用賀アートホールで行いました。しばらく曇天が続いていましたが、当日は久々の気持ちが良い秋日和。少し汗ばむ陽気で開演の1時間も前にいらっしゃる方もいるほど、気分爽快で足取りも軽やかになったのでしょうか。何人かの方がお見えになったので、13時予定でしたが、10分ほど早く開場しました。そして、間もなく満席状態となり大変な熱気となりました。

進行は第9支部の土堂さんと山中さんのダブル司会で会場を盛り上げます。大嶽支部長から簡単な法人会の説明とご挨拶をいただいた後、演奏となりました。

第1部は用賀在住で数々のコンクールで受賞されている柳田美紀さんによるフルート演奏3曲。素晴らしい音色が会場に響いていました。続いて用賀出身で3歳から音楽を始めた虎竹栄美さんのソプラノ独奏4曲。迫力ある高音が心地よい歌声でした。そして第1部の締めくくりは、小松秀介さん率いるサクソ四重奏「Del



大合唱

Sole Saxophone Quartet」による管楽器パフォーマンス4曲。軽快なリズムが会場を陽気な雰囲気にかけていました。さすがは第一線で活躍する音楽家たち、素晴らしいパフォーマンスでした。

10分の休憩をはさみ第2部では、用賀地域で長年コーラス活動している「ラララようが」。指揮指導をこれまで数多くの合唱団を指導してこられた本間充先生。今回も色々のご尽力いただいた、新井由美子さん(第9支部賛助会員)の伴奏で3曲を披露し会場をも巻き込んで大いに盛り上がりました。続いてフィナーレに相応しい、本間先生指導による「みんなで歌うコーナー」です。昨年も大変な盛り上がりでしたが、今年も会場の皆様と3曲を大合唱。そして締めく

くり、受付時にお渡しした蛍光ブレスレットを振って「いのちの歌」を会場全体で熱唱し、終演いたしました。

地域の皆様と上質な音楽を気軽に触れ、心向くままに楽しんでほしいという思いで始まった、このコンサート事業も今年で8回目になりました。次回もより皆様に喜んでいただけるように改善して参ります。参加された支部会員皆様のご協力にも感謝いたします。ありがとうございました。

(第9支部 広報委員
清水 正広)



響き渡る美声

第10・11支部

第4回スマホ研修会

日時 9月14日(金) 18:00~20:00
 場所 (株)ニッポンダイナミックシステムズ 4階
 参加者 9名

本年4回目のスマホ研修会を第10支部・11支部の合同開催で実施いたしました。会場は(株)ニッポンダイナミックシステムズ様をお借りして、講師は清水愛唯様にお願いたしました。

今回の研修テーマは、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)です。日本での利用者数は、ライン(LINE)は7300万人、ツイッター(Twitter)4500万人、フェイスブック(Facebook)2800万人、インスタグラム(Instagram)2000万人とのことでした。今回はツイッターへの導入方法、アカウントの取り方などを学習させていただきました。

アメリカの大統領がTwitterでつぶやくというニュースはよく見かけます。フェイスブックは世界で20億人もの人たちが利用しているそうで

すので、友達の友達さらに友達へとたどっていくと、4.74人目で世界の人たちとお友達になることとなります。

今回も勉強になりました。講師の先生に感謝した一日でした。

(第11支部 支部長 丸山 正高)



SNSを有効に使う…真剣に学びました

第5回スマホ研修会

日時 10月12日(金) 18:00~20:00
 場所 (株)ニッポンダイナミックシステムズ 4階
 参加者 13名

今回のテーマは「写真」と決まり、スマホ研修会(第5回)を開催いたしました。

写真の撮り方から始まり、フォーカス(ピント)、明るさの調整、グリッドの使い方等を、ソフトを使って修正の仕方を教えていただきました。中山さん(第11支部副支部長)が沖縄で撮った写真を公開していただき、イソギンチャクに隠れるクマノミとかマンタとの出会い等の写真を見せていただきました。海の中はすべて青く映ってしまいます、ライトを当てるなど、写真の撮り方等を含めて教えていただき盛況のうちに終わりました。丁寧に教えていただいた

(株)ニッポンダイナミックシステムズの森山様、亀井様には大変感謝致します。本当にありがとうございました。

(第11支部 支部長 丸山 正高)



第5回スマホ研修会参加メンバー



第12支部

夏期会員交流会

日 時 8月24日(金) 18:30～
場 所 京都錦わらい 駒沢公園通り店
参加者 15名

例年にない猛暑の中、第12支部の会員の皆さんにお集まりいただき、暑気払い納涼交流会を開催いたしました。普段お忙しく、なかなかご出席いただけなかった皆さんの顔も「ちらほら」と拝見。懐かしいお話も一段と弾んだことと思います。

また、新しく会員となられた方や常連の皆さんと語らう中で、ともかくこの暑い夏をいかに乗り切るか、体力を維持していくには……などなどの話に花が咲き、和やかな交流会となりました。

今回のお店の特徴ですが、鉄板に盛り付けしてあるお料理を4～5人で分け合っていたたく

方法なので、普段の食事会とは異なり、何となく楽しく過ごしていただけたのではと思っております。こんな楽しい会ですので次回も是非ご参加をと呼びかけ散会しました。

(第12支部 広報委員 末次 顕子)



今年の夏は暑かったです

女性部会

バス一日研修会

日 時 10月5日(金) 8:15～
場 所 沼津
参加者 24名

平成年度の最後となる女性部会バス研修会を開催致しました。旅日本(株)の石井さん(第4支部長)に添乗していただき、第1支部の船本さん作成の素敵なパンフレットも用意され、準備万端旅の目的地沼津へと向かいました。当日はあいにくの小雨模様。「雨よ降らないで」と思いながらの出発です。バスの到着が遅れた上、東名高速が途中から渋滞とのこと。石井さんと運転手さんの機転で、東名高速をおり、十国峠経由で、時間どおり最初の目的地「酪農王国オラッチェ」に到着。広大な土地の下には、東海道新幹線の丹那トンネルが通っているとのこと。

まず、ハーブの入浴剤作りを行いました。岩塩をベースに カモミール・レッドローズ・ラベンダー・ミント・レモングラスのハーブを好みによって入れ、良い香りの入浴剤の完成です。素敵なお土産が出来ました。その後散策となり、名物丹那牛乳でできた濃い美味しいソフトク

リームをいただき、牛乳を使った沢山の製品を買って大満足。このころから時々太陽も顔をのぞかせるようになってきてホッとしました。

12時に「オラッチェ」を出発し沼津「リバーサイドホテル」へ。2階の「KEYAKI」でのビュッフェランチ。種類も多く美味しいランチでした。それぞれにメイン料理をいただき、ゆったりとした時間を過ごすことができました。

次に「沼津御用邸記念公園」の見学です。海に面した松林の中に、広大な元御用邸があります。明治時代の邸宅の中には、皇族方がここで過ごした日々の様子が感じられる写真や家具などが展示されています。和室に絨毯を敷き、菊のご紋の入ったテーブルとイス。タイムスリップしたような心穏やかになる時間でした。そのあとは現実に戻り、沼津港にある「みなと新鮮館」で魚やたくさんのお土産を買って本日の行程終了です。

帰りも渋滞に巻き込まれ、予定時間よりかなり遅い到着となりましたが、皆様のご協力により、無事故で楽しく研修会を終えることができました。今回参加していただいた元女性部会長の大家様、山本様、出澤様には差し入れをいた

だいたり、ご挨拶をいただいたり本当にありがとうございました。会員の方々のご協力にも心より感謝しております。

来年度も女性部会員の親睦を深める為の企画を考え、楽しい女性部会をと思っておりますので是非参加してください。お待ちしております。

(女性部会 副部長 黒川 恵子)



皇族の気分を味わいました



素敵な入浴剤ができました



酪農王国オラッチェの前で

源泉部会

企業訪問見学会

日時 9月19日(水) 8:20~17:10

場所 茨城県栽培漁業センター
ベジタファーム羽田

参加者 24名

天高くさわやかな秋晴れのなか、二子玉川を出発し、一路、鹿島へ向けて出発しました。用賀インターまで行くのに30分ほどかかり、時間的に厳しいスタートとなりました。

車中にて、税務研修を行いました。「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」、「寄付金控除を受ける方（ふるさと納税をされた方へ）」、「消費税の軽減税率制度」の3本のDVDを視聴しました。少しでも税知識の蓄積ができたと思います。「隠された脱税資金を追え！～」では、さまざまな方法で行っている資産隠しを暴いていく過程がドラマ調でつづられています。最後には、すべての隠し財産が露見し、脱税なんかできないよという内容で正しい申告納税を促しているのだと感じました。昼食時には、「現金を庭に埋めているなんてどうやって見つけたのだろうか？」とか、「ビニール

で包んだだけじゃ腐敗しちゃうんじゃないの？」といった感想を語り合いました。「軽減税率制度」については、添乗員は、「複雑で面倒だ！」などと言っていました。

予定より40分ほど遅れて11時過ぎに、茨城県栽培漁業センターに到着しました。職員の方から茨城県の漁業の概要、施設の目的や成り立ち等の説明を受けました。全国の漁獲量で北海道、長崎県に次いで茨城県が3位に入っている事実には、驚きました。その後、アワビの飼育を見学しました。屋外の水槽の中に波状のパネルが沈めてあり、その裏に小さな稚貝が多数いました。アワビは日光が嫌いで隠れているのだと説明を受けました。続いて展示池で生育したヒラメ、カレイ、タイ、クロイソを見学しました。餌を池に投げ込むと、水面から跳ねるほどの勢いで食べにきました。池のわきには、小型のヒラメと触れ合える水槽も用意されており、情操教育の一躍を担っているとのことでした。その水槽の中にはヒトデもいました。かつては、ナマコを入れていたそうですが、子供たちに強く握られて弱ってしまったとの話でした。飼育施設見学を終え、展示施設でヒラメの稚魚を見た

り、クイズ等のパネル見学を楽しみました。

12時を少し回ったところで、昼食会場に向かいました。昼食は、「海鮮倶楽部」で、刺身、魚のフライ（3種）、茶わん蒸しに加えて、マグロのカマと豪勢でした。

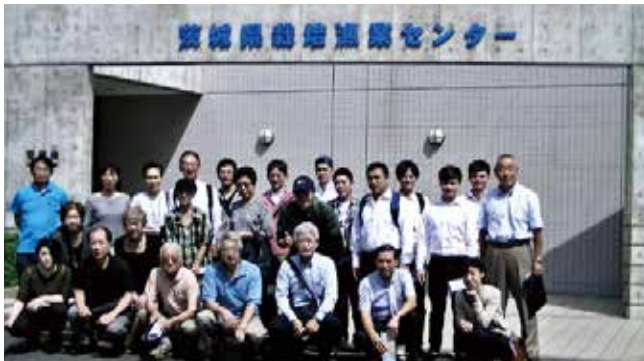
食後、羽田に向かいましたが、お土産を買っていない！とのことで、急遽、道の駅「いたこ」に立ち寄り、思い思いに買い物を楽しみました。米を買い込んだ方もいました。

ベジタファーム羽田には、15時30分過ぎに到着しました。写真のビルの2階で栽培されていましたが、少しイメージと異なり入館に戸惑ってしまいました。栽培室は密閉された部屋の外側からガラス越しに見学しました。職員の方の説明を聞き、各々質問しました。この工場では、フリルレタスが主力で、42日間で生育・出荷さ

れるとのことでした。光合成には、青と赤の光が必要になるため、波長の調整をした白色光を使用しているとのことでした。また、二酸化炭素を供給し、生育を促しているとのことでした。植物工場の利点は、無農薬で安心、安定供給できることです。反面、電気代がかかる等、少々価格が高くなってしまいます。葉野菜のほかに、トマトやイチゴも技術的に栽培可能ですが、コストが見合っていないとのことでした。イチゴは1粒1,000円ぐらいの価格になると聞き、「それじゃ、とても買えないよ～」との声も上がりました。

予定していた見学も終わり、帰路につきました。17時過ぎに無事、二子玉川に到着。楽しい旅の終着です。

(源泉部会 部会長 松永 浩昌)



茨城県栽培漁業センター前にて（左端はセンター職員）



ベジタファーム羽田前にて

法人会とは...

- よき経営者をめざすものの団体
それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に80万社、東京都内に48の単位会、12万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

- 法人会は企業の間から
自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。

しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。

このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第2支部

会社名：株式会社河又工務店
代表者：河又 功夫 (かわまた いさお)

会社所在地：世田谷区奥沢7-7-17
TEL/FAX：03-3722-1255/03-6326-5565
業種：建築・不動産・飲食業

第5支部

会社名：株式会社ジェイエンタープライズ
代表者：パラケル スニッシュ
会社所在地：世田谷区中町2-39-1
TEL/FAX：03-5706-5110/03-5706-5101
E-mail：sunish@jay.co.jp
ホームページ：http://www.jay.co.jp
業種：新・中古産業用印刷機の輸出入
遊休機、中古印刷関連機器をアジア圏を
中心に販売



第8支部

会社名：有限会社エス・ケイコーポレーション
代表者：河野 三世子 (こうの みよこ)
会社所在地：世田谷区玉川3-39-27 パレス玉川501

TEL&FAX：03-3708-1448
携 帯：090-8006-3588
業 種：不動産業

第9支部

会社名：アーバンライフクリエイト
代表者：阿部 力也 (あべ りきや)
会社所在地：世田谷区岡本1-38-14-306

TEL&FAX：03-3412-1021
携 帯：090-1429-9238
E-mail：setagaya@aberikiya.jp
業 種：不動産業

事業者の皆さん 来年10月1日から始まる消費税の **軽減税率**

準備していただきたいことがあります。

標準税率 **10%** と、飲食料品等に係る **軽減税率 8%** について
(酒類・外食を除く) (低所得者対策として実施)

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

消費税軽減税率制度説明会 を全国で開催しています。開催日時、場所については **軽減税率説明会** **検索**

■ レジの導入等を支援する補助金について知りたい方は **軽減税率対策補助金** **検索** ■ 軽減税率制度について知りたい方は **軽減税率 国税庁** **検索**

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

平成31年（2019年）1月から

【署からのお知らせ】

いつでもどこでもスマホで申告 ～5つのステップで手続完結！～



**Android™の方のみ
事前にインストール**

Google Play™から
Adobe®Acrobat®Reader®
をインストールしてください。

STEP 1 作成コーナーへアクセス

iPhoneの方

Androidの方

作成コーナー

インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。

「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択

収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID (利用者識別番号)
1234567812345678

パスワード (暗証番号)
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



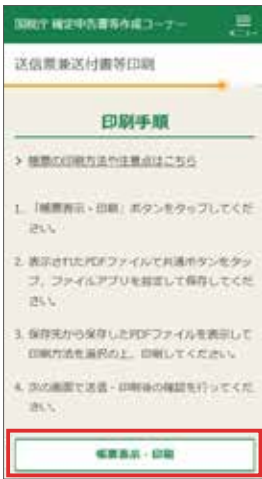
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



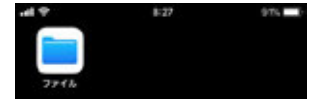
印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。

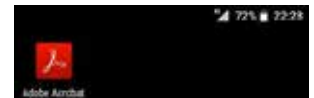


保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータはAdobe Acrobat Reader®から後で確認できます。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。

平成31年(2019年)1月以降、確定申告書作成コーナー及び国税庁ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。

※ 納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019)年1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

- iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- Android、Google play、Google playロゴ、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
- Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Readerロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビ システムズ社)の商標です。
- QRコードは、株式会社データソルウェアの登録商標です。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など

• e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事(株) 11月分 日用品	10%	88,000
11	30		△△商事(株) 11月分 食料品	8%	43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事(株)		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込み)		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	お弁当 -B-	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
- 【専用ダイヤル】 0570-081-222
- 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



広報委員会 ホームページグループからのお知らせ

スマートフォンでご覧ください

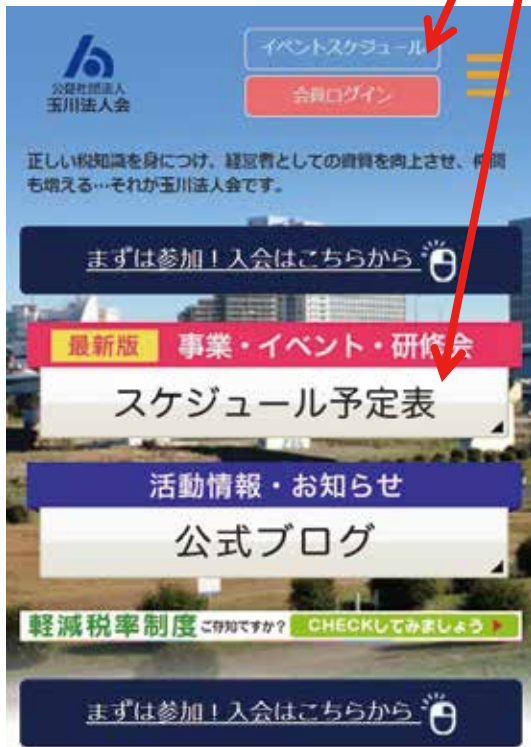
QRコードが便利です

スマートフォンTOPページ



日々の事業予定を確認したい時は
こちらをクリック！

2018年1月～7月まで
玉川法人会ホームページに
アクセスした方の、
約40%がスマートフォン
から。
スマートフォンでも見やす
いレイアウトを目指します。
皆さんもご活用ください！



PCでも見やすさを心がけています



新しく、会員のみが受けられる特典のページを作成中です！

9月に公開いたします。お楽しみに！

- ・フィットネスクラブ優待、レストラン優待、リゾートホテル優待、レジャー施設優待
- ・無料法律相談、無料セミナーDVDレンタル、無料インターネットセミナー
- ・企業情報紹介サービス、余剰在庫の買取、ビジネスゴールドカード年会費永年無料...

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

